

累積（自動継続）投資約款

1.（約款の趣旨）

この約款は、お客様と株式会社東和銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権の累積投資に関するとりきめです。

当行は、この約款に従って投資信託受益権の累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

2.（申込方法）

- (1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当行に提出することによって契約を申込みものとします。ただし、既にお客様と当行との間で他の累積投資契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものといたします。
- (2) 契約が締結されたとき、当行は直ちに投資信託受益権の累積投資口座を設定いたします。

3.（金銭の払込み）

- (1) お客様は、投資信託受益権の取得にあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を当該累積投資口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものといたします。
- (2) 払込金の単位については、各目論見書の記載に従い、当行が別に定める金額でその口座に払込むことができます。

4.（買付方法、時期および価額）

- (1) 当行は、お客様から投資信託受益権の買付による取得の申込みがあった場合には、目論見書記載の基準及び方法に従い、遅滞なく当該投資信託受益権をお客様に代わって買付いたします。ただし、買付申込日が目論見書に記載の申込不可日にあたる場合は、買付申込の取扱いはできません。この場合においては、買付の申込があった日の翌営業日の扱いとなります。
- (2) 前項の買付価額は、買付約定日の基準価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
- (3) 買付の時期については、各目論見書に記載の時間または当行が別に定める時間までにお申しいただいた場合、当日のお申込としてお客様に代わって買付いたします。
- (4) 取得された投資信託受益権の所有権ならびにその収益分配金または元本に対する請求権は、当該取得のあった日からお客様に帰属するものといたします。

5.（投資信託受益権の管理）

- (1) この契約によって取得された投資信託受益権は、総合取引約款の「投資信託受益権振替決済口座管理」に基づき管理いたします。
- (2) 当行は、前項の管理にかかる管理手数料を申し受けることがあります。

6.（収益分配金の再投資）

- (1) 投資信託受益権の収益分配金は、お客様に代わって当行が受領のうえ、お客様の当該累積投資口座に繰入れ、原則としてそのお手持り金額をもって決算日の基準価額により同一の投資信託受益権の買付を行います。この場合、買付の手数料は無料といたします。
なお、特定口座、一般口座、少額投資非課税口座において発生した収益分配金による再投資は、それぞれ発生した口座での再投資として、特定口座取引規定、少額投資非課税口座取引規定等の所定の規定・約款が定めるところに従い取扱います。
- (2) 当行所定の手続きを行った場合は、再投資の停止（「定期引出」）または再投資の停止の解除（「定期引出」の中止）を行うことができるものといたします。なお、毎日決算を行う追加型公社債投資信託および累積投資専用の投資信託については、目論見書に記載の方法に従い再投資を行い、再投資を停止することはできません。

7.（返還）

- (1) 当行は、お客様から投資信託受益権の返還を請求された場合には、当該投資信託受益権を換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金価額および換金手数料等については、各目論見書に記載の方法に従い取扱います。ただし、目論見書に記載の換金請求不可日にあたる場合は、返還請求の取扱いはできません。

(2) 前項の請求および申込みは、当行所定の手続きによってこれを行うものとし、当行は、返還代金を総合取引約款で定める振込先指定方式によりお客様に返還いたします。

(3) クローズド期間のある投資信託受益権についての第1項の請求は、当該クローズド期間中は、原則として取扱いできません。ただし、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には可能となる場合があります。

- ① お客様が死亡されたとき
- ② お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失されたとき
- ③ お客様が破産手続開始決定を受けたとき
- ④ お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ⑤ その他上記①から④に準ずる事由があるものとして、当行が認めるとき

8.（解約）

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - ① お客様から解約の申し出があったとき
 - ② 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ この契約の対象となっている投資信託受益権が全部償還されたとき
 - ④ 前各号のほか、やむを得ない事由により当行がお客様に対し、解約の申し出をしたとき
- (2) この契約が解約されたとき、当行は、遅滞なく当該投資信託受益権を第7条に準じてお客様に返還いたします。

9.（申込事項等の変更）

- (1) 改名、転居および届出の印鑑の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届け出ていただけます。
- (2) 前項の届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、運転免許証、その他当行が必要と認める書類等をご提出していただくことがあります。

10.（その他）

- (1) 当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 投資信託受益権の累積投資取引に関する事項で本約款に記載のないものの取扱いに関しては、各投資信託受益権の目論見書の定めに従います。
- (3) 既に累積投資口座をご利用のお客様がその累積投資口座の申込時に交付を受けている各「累積（自動継続）投資約款」に基づく取扱いは、本約款と相違しない範囲で本約款に基づく取扱いと一体のものとして引続きご利用いただけます。
- (4) 当行は、次の各号によって生じた損害について、その責を負いません。
 - ① 届出の印鑑の押印された所定の申込書と引き換えに、この契約に基づく投資信託受益権の返還代金の金銭を返還した場合
 - ② 印影が届出の印鑑と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権の返還代金の金銭を返還しなかった場合
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の取得、もしくは返還代金の金銭の返還が遅延した場合
- (5) この規定は法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知、又は取扱店の店頭等に掲示します。この場合、所定の日までに異議の申立てがないときは、同意いただいたものとして取り扱います。

以上